

令和２年度 第２回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時 令和２年１２月２１日（月） 幹部会終了後
場所 東庁舎大会議室

１ 市職員等による障害者差別に関する相談事例 【資料１】（P1）

２ 各職場における合理的配慮等の事例 【資料２】（P3）

３ その他

< 参考資料 >

- ・名古屋市障害者差別解消調整委員会におけるあっせん事案について（P19）

1 市職員等による障害者差別に関する相談事例（令和 2 年度 4 月～9 月）

（1）趣旨

令和 2 年度上半期に、各局室区から報告があった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

（2）集計件数

件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
	差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件

（3）相談事例の概要

・施設のバリアフリー関係

事例 1	エレベーター等のバリアフリー設備が整備されていない施設について
相談者	障害当事者（不明）
相談内容	守山図書館にエレベーターがなく、利用が困難である。 建て替え（移転）の時期はいつか。 交通局は地下鉄の駅にエレベーターがついている。 守山図書館の積層書架（二層式の書架）の天井が低くて危険であるが、防護策が必要ではないか。（教育委員会）
対応	天井に頭をぶつけてしまうことに対する防護策については、できる限り早急に対応する旨を回答したが、建て替え時期やエレベーターの設置については、現時点ではお答えできない旨を説明した。 その後、相談のあった天井の高さの低い箇所にクッション材を用いたガードを張り付けるとともに、天井から注意喚起を促すモール（床からの高さの位置を注意していただけるよう目視しやすいキラキラとしたモール）をぶら下げた。また、今回の相談であったところ以外で追突の危険のある箇所においても、クッション材を張り付ける追突防止策を実施した。
ポイント	市が管理する施設の安全対策及びバリアフリー化に関する意見。

(参考) 令和元年度上半期の相談事例

事例	エレベーター等のバリアフリー設備が整備されていない施設について
相談者	障害当事者（不明）
相談内容	探している本が、積層書庫（二層式の書庫）にあり取りにくい。 また、交通局の駅にはすべてエレベーターが設置されているのに、図書館はなぜ整備されないのか。（教育委員会）
対応	二層式の書庫については、ご不便をおかけしていることに対してお詫びをし、声をかけていただければスタッフ・職員が取る旨を伝えた。 エレベーターの設置については、現時点では難しいことを伝えて理解いただくように努めた。
ポイント	施設がバリアフリー化されていない場合について、職員によるソフト面での配慮の必要性が分かる事例。

・その他の相談等

事例 2	生活保護の医療扶助における医療券の交付について
相談者	障害当事者（その他）
相談内容	病気を抱えており、区役所の窓口へ行くのが難しいため、医療券を自宅に送るよう依頼したが、自宅には送付できないと案内された。コロナ禍で傷病を抱えたリスクの高い者に対する対応としては不適切であり、担当者の資質に欠ける。資質に欠ける者を担当につけることは障害者差別にあたるため、担当者の変更を求める。（中村区役所）
対応	医療券は原則窓口交付だが、窓口への来所が困難な場合は、自宅に送付するのではなく、医療機関へ直接送付する取り扱いをしており、この相談があった際も、その旨を説明した上で医療機関へ送付した。 相談者へは、不愉快な思いや障害者差別だと相手に取られないような対応をすることを引き続き、職員に指導することを伝えた。 また、担当者については、障害のある方もない方も平等に地区ごとで決めているため、担当者で処理できないものは適宜上席が対応する等、組織的に業務を行うことで対応していくことを伝えた。
ポイント	相談者が窓口へ来所することなく手続きができるよう配慮するとともに、担当者の変更に関する申し出については、課の対応方針を丁寧に説明した事例。

2 各職場における合理的配慮等の事例

(1) 趣旨

各局室区における障害のある方への配慮に対する取り組みの好事例の照会結果です。毎年実施していますが、新たな取り組みも追加した事例集をフィードバックすることにより、各職場における取り組みに活かしていただくものです。

(2) 新たな取り組みの例

○窓口・案内

実施部局	主な対象	事例
西区役所	全般	申請書の記入箇所に印をつけたり、メモを添付するなどの分かりやすい記載指導を実施
健康福祉局	視覚障害	介護保険料の納入通知書等を送付する際に希望に応じて点字版を作成
消防局	聴覚障害 (外国人対応)	外国語コミュニケーションボードによる問診（10 か国語対応）

○各種行事・イベント・講座（講演会・講習会・区民まつり等）

実施部局	主な対象	事例
瑞穂区役所	視覚障害	みずほフェスタ（地域包括ケア普及啓発イベント）チラシの点字版を作成

○その他

実施部局	主な対象	事例
市長室	聴覚障害者	市長定例会見において手話通訳者を配置併せて、市公式ウェブサイトの後日会見録を掲載
教育委員会	肢体不自由	採用選考の際、受験者からの申し出により、論文試験においてPCによる受験に対応

合理的配慮等の好事例（一部の例）

外国語コミュニケーションボード

日本語・外国語（10 か国語に対応）・イラストを交えた問診のためのコミュニケーションボード（4 パターンを作成）

- ・英語・中国語・韓国語を交えたコミュニケーションボード（下の例参照）
- ・ポルトガル語・スペイン語を交えたコミュニケーションボード
- ・フィリピン語・ベトナム語・ネパール語を交えたコミュニケーション
- ・マレーシア語・インドネシア語を交えたコミュニケーションボード

英語 中国語 韓国語 名古屋市消防局

私たちは救急隊員です。あなたを助けるにきました。
We are ambulance crew. We came to help you. (英語)
我们是急救人员。我们是来帮助你的。(中国語)
저희들은 구급대원입니다. 당신을 도우러 왔습니다. (韓国語)

救急車はお金いらないです。心配しないでください。
It is free (of charge) whenever you call an ambulance, please do not worry.
救护车是免费的，请不要担心。
구급차는 무료입니다. 걱정하지 마세요.

Passport 护照 여권

保険証 保険証 보험증

Residence Card 在留卡 재류카드

どれか持っているものがありますか？
Do you have any of the following items?
请问您有下列证件么？
어느 것이든 가지고 계신 것이 있습니까?

Medicine notebook 药方手帳 약수첩

Visa 签证 비자

日本語が話せる知人はいませんか？ 連絡先を教えてください。
Do you have any acquaintances who can speak Japanese.
Please tell me the contact information of those who can come to the hospital.
您周围有会说日语的熟人么？ 请告诉我他/她的联络方式。
일본어를 말할 수 있는 지인이 있습니까? 연락처를 알려 주십시오.

英語 中国語 韓国語 名古屋市消防局

何か症状ありますか？
Do you have any symptoms?
请问您有什么症状吗？
무슨 증상이 있습니까?

気をうしなう
I faint
昏厥
기절

けいれん
Convulsion
痉挛
경련

はつね
Fever
发热
발열

めまい
Tinnitus
耳鳴
귀울림

めまい
dizziness
头晕
현기증

がゆい
Itchy
发痒
가려움

おうと
Vomit
呕吐
구토

吐血
Vomiting of blood
呕血
토혈

体のどこが痛いですか？
Where does it hurt?
身体哪里痛？
어디가 아프세요?

くるしい
Breathless
痛苦
답답함

しびれ
Paralysis
麻痹
저림

血便
Blood in your stool
便血
하혈

下痢
Diarrhea
腹泻
설사

症状はいつから？
When did the symptoms begin?
症状是从什么时候开始的？
증상은 언제부터 입니까?

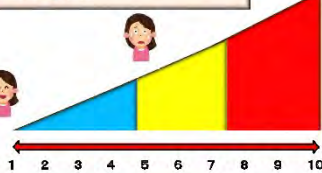


痛みが起きた時は何をしていましたか？
What were you doing when the pain occurred?
疼痛发生时，您在做什么？
통증이 생겼을 때 무엇을 하고 계셨습니까?

突然に 突然	Suddenly 갑자기
30分前から 30分钟前	30 minutes ago 30분 전부터
1時間前から 1小时前	An hour ago 1시간 전부터
昨日から 昨天开始	Since yesterday 어제부터
1日以上前 至少1天前就开始了	over one day ago 1일 이상 전부터
わからない 不清楚	I'm not sure. 모르겠다
休んでいるとき When you take a rest. 休息时 쉬고 있을 때	動いているとき When you move. 活动时 움직이고 있을 때

今の痛みはどれくらい？
How much is it for the pain on the scale of 0-10?
现在有多痛？
지금 통증은 어느 정도 입니까?

少し
A little
一点儿
조금



すごく
A lot
很疼
매우

いつも飲んでいる薬はありますか？
Do you take any medicine regularly?
您有经常服用的药物吗？
항상 복용하고 있는 약이 있습니까?



アレルギーはありますか？
Do you have any allergies?
您有任何过敏症状么？
알레르기는 있습니까?



何のアレルギーがありますか？
What kind of allergies do you have?
您对什么过敏？
어떤 알레르기가 있습니까?



食べ物
Food
食物
음식

薬
medicine
药物
약

病院へ向かいます。
You will be taken to a hospital.
去医院。
병원へ 갑니다.



体にふれます。簡単な検査をさせていただきます。
I will check your body.
Let me do a simple inspection.
现在要触碰下您的身体，做一个简单的检查。
몸에 손을 닿습니다. 간단한 검사를 하겠습니다.

動かないでください。
Please keep still.
请您不要动。
움직이지 마십시오.

高血圧
High blood pressure
高血压
고혈압

糖尿病
Diabetes
糖尿病
당뇨병

脳卒中
Stroke
脑中风
뇌졸중

がん
Cancer
癌症
암

アナフィラキシー
Anaphylaxis
过敏反应
아나필락시스

持病は？
Do you have a chronic disease?
您有慢性病么？
지병이 있습니까?

ぜんそく
Asthma
哮喘
천식

てんかん
Epilepsy
癫痫
간질

心疾患
Heart disease
心脏病
심장병

精神疾患
Mental disorder
精神疾病
정신질환

今の体の状態は？
please tell me about your present physical condition?
现在的身体情况怎么样？
지금 몸 상태는?

●人工透析
Dialysis
人工透析
인공투석

●妊娠中
Are you pregnant?
身孕中
임신중

●生理中
Are you on your period now?
经期
생리중

書いてください。
Please write it down.
请填写。
적어 주십시오.



名前？
What your name?
您的姓名是？
이름



誕生日は？何歳？
Date of birth? How old are you?
您的生日是？年龄？
생년월일, 나이



電話
Phone number
电话号码
전화번호



住所
Address
住址
주소



かかりつけの病院は？
Is there a hospital you usually go to?
您经常去的医院是？
자주 다니는 병원

はい
Yes
有
예

いいえ
No
没有
아니오

わかりません
I don't know.
不清楚
모르겠습니다

市長定例会見における手話通訳

市長定例記者会見の配信画像



市公式ウェブサイトの会見録掲載ページ

令和2年9月28日 市長定例記者会見

ソーシャルメディアへのリンクは別ウィンドウで開きます

最終更新日：2020年10月14日

報告事項

乳がん月間の取組みについて
在宅高齢者訪問理美容サービス事業について
新型コロナウイルス感染症に関する現状及び本市の対応について
交通死亡事故多発警報の発令の延長について

会見動画

[\[動画\]令和2年9月28日 市長定例記者会見 \(YouTube\) \(外部リンク\)](#)

報告内容

「乳がん月間における取組み」について

(市長)

それでは順次、やりてやあとと思います。

まず、「乳がん月間の取組み」ということでございまして。後ろがこういうふう、バックボードが替わっておりますけれども、乳がんの取組みと。10月は「乳がん月間」ということで、本日のバックボードは「ピンクリボン」となっております。

ピンクリボンは、乳がんについての正しい知識の普及と、早期発見・早期治療の大切さを伝えるための世界共通のシンボルマークでございます。

胸の、あ、僕も、ほんだでジャケットを着とりたいですけど。この何ですか、ピンクリボンバッジというものもございます。

10月中は、私をはじめ、課長級以上の職員がこのバッジを着用します。

名古屋市では、ワンコインがん検診や無料クーポンなど、独自の取組みを平成21年度から順次実施しておりまして、乳がん検診の受診者数は、平成20年度の1万7,000人から、令和元年度には5万1,000人と、約3倍に増加しております。どえりゃあ増えたね、これは、本当に。3倍に増加しました。

こうした中、10月の「乳がん月間」では、更なるがん予防や、がん検診の受診を呼びかけるため、名古屋市全体で、乳がんの予防や早期発見・早期治療に向けた取組みを実施してまいります。

この一環として、10月1日（木曜日）には、名古屋ピンクリボンフェスタ2020として、名古屋テレビ塔とオアシス21をピンク色にライトアップいたします。18時からのセレモニー点灯式には私も出席して、乳がんについての啓発を盛り上げたいと考えています。

皆さんも、是非、乳がんの予防に努めるとともに、がん検診を受けていただきてやあとと思います。

ここにあったワイコインがん検診というのは、みんな知って見えるのかな、これ。新しい人が多いもんで。500円で、がん検診ができるということで、これはなかなか名古屋の優れた政策です。結構金使っとるんですよ、これ。ええ。ずーっと。乳がんだけじゃないから。ということでございますので。うん、ぜひご利用いただくとありがてやあと。

会見録

本市における障害者への配慮に対する取り組みの事例

1 窓口・案内

主な対象	事例
全般	区役所・施設での移動時や駅での移動・乗降時における介助・誘導・同行
	フロアサービス員を配置し、申請書の記入方法の案内や支援等を実施
	サービス介助士の資格を持つ職員の配置
	福祉コンシェルジュを配置し、窓口案内や手続きの支援等を実施
	受付カウンターにスティックラバー（杖立）を設置
	窓口への来庁が困難な人に対する郵送での対応
	申請書類に記入できない場合の代筆の実施
	耳の不自由な方や歩行の不自由な方を窓口と呼ぶときは直接フロアに出向いて対応
	窓口に見えた際に声かけができない人に対してすぐに対応できるように呼び鈴を設置
	窓口でお客様を呼び出すための特大受付番号を貼り付けたファイルの提示
	多機能トイレやスロープ等の案内表示の確認・追加
	（本人の意向による）優先席利用時の周囲への声かけ
	乗車券や自動販売機の商品の購入の手伝い
	障害に配慮したナースコールの配備
	施設の利用に関して困ったことを気軽に尋ねてもらえるような案内表示の設置
	トイレの案内表示の増設
	平仮名や英数字による地下鉄駅名の表示
	地下鉄主要駅にコンシェルジュを配置して案内等を実施
	障害のある方への連絡について、個別の事情に応じた方法（文書、電話、メールなど）で連絡
	障害のある様々な方へ対応できるよう、受付窓口にはハイカウンターとローカウンターの両方を設置
	【追加】申請書の記入箇所に印をつけたり、メモを添付するなどの分かりやすい記載指導を実施

視覚障害	読み上げによる対応
	文字を拡大した説明カードでの説明
	老眼鏡や拡大鏡の窓口への設置
	音声コード（SP コード）（文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）を読み上げる「視覚障害用活字文書読上げ装置」の窓口への配置
	薬袋（服用回数の説明）に点字シールを貼り付け
	バス停や自動販売機での点字による情報提供
	地下鉄駅改札の駅員呼出しインターホンの設置場所を窓口カウンター正面卓上に統一
	交通局のテレホンセンターにおける時刻表等の読み上げ
	音声で確認できる血糖測定器やインスリン注射の補助具（ルーペや操作補助具）を用意
	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、障害者医療証、福祉給付金資格者証等への点字シールの貼付
	現金収納や口座振替登録を行う窓口に昇降式のデスクを設置
	市民意識調査の際にアンケート用紙の点字版も作成
【追加】介護保険料の納入通知書等を送付する際に希望に応じて点字版を作成	
聴覚障害	「耳マーク」を掲出して筆談やコミュニケーションボードによる対応等を実施
	筆談用ボードの窓口への設置
	ゆっくり、はっきりと口元が分かるように説明
	手話通訳の可能な職員や案内スタッフの配置
	タブレット端末を使った遠隔手話通訳（テレビ電話機能の活用）、筆談（音声を文字化できるアプリ（UD トーク）やディスプレイ画面で筆談ができるアプリ（UD 手書き）の活用）
	案内表示装置（駅構内の電光表示板や地下鉄の車内案内表示装置（ハッチービジョン）等）を用いた緊急時の情報提供
	地下鉄駅やサービスセンターでのタブレット端末を用いた案内
	説明カード・装置のランプの色・ホワイトボード等を活用した説明
	コミュニケーションボードによる問診（ 【追加】外国語（10 か国語）でも対応 ）

肢体不自由	荷物の上げ下ろしの手伝い
	車いす使用者等のスペースの確保や低床カウンターへの案内
	車いす使用者等の対応の際には職員が1階に降りて対応
	車いす使用者等の降車駅への連絡
	(ホームと車両との隙間や段差の解消のため) 地下鉄への乗降時の渡り板による介助
	施設利用者への器具(車いす・車いすのタイヤを保護するカバー・電動カート・杖等)の貸出し
	インターホン等による対応
	出入口(手動ドア)の開閉の介助
	車いす使用者の目線を意識した多機能トイレの表示位置の変更
	車いす使用者が180度回転できる通行幅(140cm以上)を確保
	車いす利用者に対して、時間外の出入りについて他の利用者とは別に移動距離の短い出入口を開放
	足に障害のある方が座って書類記入できるようバインダーを提供
知的障害	相手の状況に合わせて、話す内容や速さ等を伝わりやすいように対応
精神障害	不安を感じさせないように穏やかな口調で会話
	できるだけ静かな場所で話を聞くように対応
	口頭での説明での理解が難しい場合は、メモ等に筆記して説明を分かりやすくして伝達
	対人恐怖症など対人状況で緊張や不安が強い方に、直接会話をせずにメールで質問に答えるなどの対応

2 広報（印刷物・映像）

主な対象	事例
全般	デザインや文字を印刷物ガイドラインや福祉都市環境整備指針に基づいた印刷・配色・字体で設定
	ルビ（振り仮名）振り
	問合せ先の FAX 番号の併記
	「広報なごや」に掲載する記事の問い合わせ先には、原則、電話番号と合わせて FAX 番号やメールアドレス等も記載
視覚障害	点字版の作成または点字の貼り付け
	拡大版（弱視の人が読めるように文字を拡大したものや拡大印刷したもの）の作成
	テキストデータ（音声読み上げソフトに対応した形式）の提供
	音声版（文字情報が録音された音声テープや CD 等）の作成
	音声コード（SP コード）（視覚障害用活字文書読上げ装置により音声で読み上げできるよう文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）の印刷
	色覚障害者に配慮して、色の凡例に色名の文字も表示して何色であるかを文字でも表示
	「広報なごや」で点字版・音声版・テキストデータを作成
	「広報なごや市会だより」（名古屋市の広報紙）で点字版・声の市会だより・テキストデータを作成
聴覚障害	市政広報テレビ番組は字幕放送も合わせて実施
	インターネット動画等の字幕版の作成

3 ウェブサイト

主な対象	事例
全般	各種施設や駅等のバリアフリー情報の提供
	ルビ（振り仮名）振り機能の提供
	電話番号と合わせて FAX 番号やメールアドレス等も記載
視覚障害	文字サイズの拡大機能の提供
	音声読み上げソフトに対応した構成（テキストデータの埋め込み等）
	視認性の条件（JIS 規格）・十分なコントラストの確保・色の違いに頼らない網掛け処理等の配慮
	画像に対する ALT 属性（画像の代替となるテキスト情報）の設定
	時刻表、地下鉄駅のホーム・改札等の構造や位置関係のイメージ等について、音声読み上げソフトによる読み上げが分かりやすくなるように改善
聴覚障害	掲載動画には字幕を表示することを推奨
肢体不自由	マウスを利用できない人でも情報を取得できるよう、キーボードのみの操作ですべてのページを閲覧できるように構成

4 各種行事・イベント・講座（講演会・講習会・区民まつり等）

主な対象	事例
全般	申込方法や問い合わせ先は電話以外に FAX や電子メール等でも対応
	エレベーターを利用できる施設で開催
	参加にあたっての配慮（手話通訳・要約筆記・資料の点訳等）が必要な場合には事前の相談に対応する旨を記載
	イベントを実施する際には対応する職員の数を増員
	障害内容に応じた適切な対応が可能となるよう事前に打ち合わせを実施
	説明の内容を簡潔にしたり、説明の早さを遅くするといった対応を実施
	博物館の特別展の障害者入場券を事前にコンビニ等でも購入できるよう対応

視覚障害	チラシやレジュメ等の点字版の作成
	点字版資料や音声版資料の製作・貸出し
	博物館の展示説明会（展示の趣旨、内容等の説明）において、資料の见えない方のために、口頭で丁寧に説明を実施
	博物館の展示会場内を同伴して、簡単な展示ガイドを実施
聴覚障害	手話通訳者や要約筆記者の配置
	手話講座に聴覚障害用の応募枠を設置
	磁気ループ席の設置や赤外線補聴システムの貸出し
	字幕つきプラネタリウムの実施
	イベントに参加した聴覚障害者に向けて、説明内容を大きく印刷したものを作成し、紙芝居のように見せながら説明
	映画会で字幕及びボイスガイドを配置
	聴覚障害者の脇に座り、講演の進行に合わせて説明内容を記載した文書を提示
	駅ちかウォーキングの受付に耳マークを掲出
肢体不自由	車いす使用者や介助者用のスペースの確保
	車いす使用者に配慮したパネルや机の配置
	防災訓練における仮設スロープの設置による段差の解消
	開催案内に多機能トイレの場所を記載
	肢体不自由がある方等については、待ち列に並ぶのではなく、待機場所を設置
肢体不自由	ウォーキングイベントで車いす使用者が参加できるための迂回ルートを設定
	スタンプラリーでエレベーターがある場所にスタンプを設置
	駐車場が離れた位置にあるときには車いす使用者等が乗っている自動車を施設近くまで誘導・案内

5 教育（教育委員会）

主な対象	事例
全般	移動の補助や排せつ・着替え・食事等の介助を必要とする幼児児童生徒に学校生活介助アシスタントを派遣
	学校生活介助アシスタントを利用している児童生徒で、移動への支援が特に必要な児童生徒に対し、宿泊行事に介護ヘルパーを派遣
視覚障害	視覚障害のある児童生徒への拡大教科書の無償給与、学習を助ける斜面機の整備
聴覚障害	聴覚障害のある児童生徒の在籍する学校に対し、デジタル補聴システムの送信機を貸出し
肢体不自由	肢体不自由のある児童生徒への学習を助ける斜面機の整備、車いす用の児童機の整備、階段昇降機の貸出し
内部障害	痰の吸引や経管栄養等を必要とする児童生徒に看護介助員を配置
	形態食の必要な児童に給食を二次調理する栄養士の配置
発達障害	主に学校生活上で支援を必要とする発達障害のある幼児児童生徒に対して発達障害対応支援員を配置
	主に学習面で支援を必要とする発達障害のある児童生徒に対して発達障害対応支援講師を配置
その他	中津川野外教育センターにおける配慮 ・入所校の活動計画作成上の情報提供と打合せ ・保護者及び本人の下見受付、保護者や介助者の宿泊受入 ・教員風呂の使用許可 ・職員トイレの使用許可 ・屋外トイレの簡易便座設置 ・野外学習のため公用車での送迎 ※通常学級在籍の発達障害の児童、特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒

6 防災

主な対象	事例
全般	地震・津波ハザードマップにおいて、要配慮者の誘導方法を記載
	電話による 119 番通報が困難な場合でも FAX（ファックス 119）、電子メール（メール 119）及びインターネット（Net119）を用いて通報できるよう、受信態勢を整備（メール 119 及び Net119 は事前登録制）
	街路灯への海拔表示を実施する際のルビ（振り仮名）振り
	災害時ヘルプカード及び記載例の作成・配布（ルビ（振り仮名）振りや点字版の作成も実施）
	障害のある方へ配布する防災用リーフレットへの作成（ルビ（振り仮名）振りも実施）
	指定避難所運営マニュアルにおける要配慮者への配慮事項や対応方法の掲載、指定避難所運営訓練等における実践
	指定緊急避難場所及び指定避難所標識看板の作成する際には、ピクト表示とルビ（振り仮名）振りを実施
視覚障害	本市ウェブサイトにて地震・津波ハザードマップのテキストデータ（音声読み上げソフトに対応した形式）を掲載
	名古屋盲人情報文化センター発行の視覚障害向け情報誌において、ハザードマップの情報を掲載
	洪水・内水ハザードマップにおいて、情報面を中心に点字版ハザードマップを作成
	公式ウェブサイトにおける地震ハザードマップについて、判読しづらい場合のお問い合わせ案内表示
	ナゴヤ避難ガイドにおいて、点字版及びデイジー版を作成
	指定避難所運営マニュアル（概要版）音声コード（SP コード）（視覚障害用活字文書読上げ装置により音声で読み上げできるよう文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）の印刷
聴覚障害	救命講習実施時において、画面表示のみで操作の理解ができる AED トレーナーの導入
	手話による教養 DVD を作成し、救命講習の実施時に使用
肢体不自由	指定避難所に配備している仮設トイレのすべてを車いす対応

7 議会・会議の傍聴

主な対象	事例
視覚障害	点字による請願及び陳情の提出を認め、訳文が添付されていない場合は翻訳を実施
	点字版資料の配付
聴覚障害	傍聴席における手話通訳や要約筆記の対応
肢体不自由	階段を使わずに傍聴席へ行けるバリアフリー受付を設置

8 選挙（選挙管理委員会・区役所）

主な対象	事例
全般	投票所内の掲示物のルビ（振り仮名）振り
	投票所に投票用紙を押さえる文鎮等を備え付け
	仮設スロープの設置による投票所の段差解消
	投票所に投票用紙の滑り止めシート等を備え付け
視覚障害	投票所に候補者氏名等の名簿の点字版を備え付け
	投票所に点字投票用の点字器を備え付け
	選挙種別が判読できるように投票箱の投入口に点字シールを貼り付け
	投票所に拡大鏡を備え付け
	市長選挙及び市議会議員選挙において、選挙公報の点字版・音声版を配付（その他選挙においては愛知県選挙管理委員会が配布）
	選挙のお知らせに宛名・投票所名・区連絡先等の点字版シートを添付して配布
聴覚障害者	投票所にコミュニケーションボードを備え付け
肢体不自由	投票所に車いすのまま投票できる低い投票台を備え付け
知的障害	（代理投票時における）意思疎通等の確認等の便宜のため、投票所に投票の流れ図及び選挙公報の縮小版（A4 版）を備え付け

9 配慮に向けた研修・啓発

事例
大学生の発達障害についての理解を深め、支援のあり方や具体的な対処法について考える機会の一環として、FD 講演会（教職員のための講演会）を開催
自主的に手話講習を受講し、手話での窓口対応を実施
ハンセン病やエイズへの差別・偏見を無くすため、市ホームページでの情報提供やパンフレット配布による啓発
災害ボランティアコーディネーターの講座において、障害のある要援護者への配慮についての講習を実施
トワイライトスクール等の運営者に対して知的障害・発達障害に関する研修を実施
トワイライトスクール等に対する、「配慮を要する児童への対応について」を策定
トワイライトスクール等に対する、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領を踏まえたトワイライトスクール等におけるポイント」を作成
全トワイライトスクール等（262 か所）に対して、「こんなときどうする？障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」を配布
保育所等職員へ統合保育の考え方に基づく保育を実施するための研修を実施
窓口における合理的配慮について、講義や当事者の保護者の体験談、グループワークを通して学ぶ研修会を実施
大学教職員等へ大学における合理的配慮のあり方について考える研修会を実施
主催講座において、視覚障害者の人たちと交流を深める講座やハンセン病を学ぶ講座を開催
障害者と地域子ども達が交流することで、差別のない共生社会実現を目指して「名東ふれあいスポーツ広場」を実施
障害者差別解消法や障害者差別相談センターの啓発パネルの展示

10 その他

主な対象	事例
全般	入試実施時に配慮措置（別室受験・試験室指定・座席指定・注意事項等の文書による伝達等）を実施
	保健師等の採用選考の募集申込書に自由記入欄を設け、試験の実施にあたって障害のある受験者が配慮を必要とする場合にはその旨を申し出る機会を設置
	ごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対し、原則として玄関先で収集する「なごやか収集」を実施
	粗大ごみ排出依頼に対し、実地面談を行い、合理的配慮の提供が必要と判断した場合、専有部分から粗大ごみを搬出
	保育所の障害児のいるクラスに対し、保育を補助する職員を加配
	地下鉄車内やバス車内への優先席や車いすスペースの設置
	採用試験に際し、身体の障害等による受験上の配慮の相談の有無を確認して対応（手話通訳・点字受験・配席等）
	トワイライトスクール等において配慮を要する児童に対し、必要に応じてトワイライト介助アシスタント等を配置
	スポーツ体験イベントでユニバーサルスポーツの体験コーナーを設け、特別支援学校の児童に参加を呼びかけ
	多目的更衣室の設備がない施設で、障害のある異性の方の着替えの介助が必要な場合、同じ敷地内にある別施設の多目的更衣室を案内
	図書館で布絵本の貸出し
視覚障害	家庭ごみ用指定袋の外装袋にパンチ穴をあけて、各指定袋の種類を差別化
	博物館への展示品解説用の音声ガイド装置の備え付け
	点字版資料・録音資料の郵送による貸出し、プレストーク未所持の利用者への IC レコーダーの貸出し
	拡大読書機の設置
	大活字本の貸出し
	交通系 IC カード（マナカ）を券売機に挿入する向きがわかるようカードに切欠きを設置
	バス料金箱・地下鉄自動改札機の IC カード読取部表面に凸凹シールを貼り付け
	視覚障害者で合理的配慮の提供が必要な場合は、ごみ袋に点字が刻印された紙等を貼って出してもらい対応

視覚障害	点字版の試験案内を希望者に対して配布
	名刺を作成する際には点字版も作成
	図書館で点字付き絵本の貸出し
	図書館で文字をそのまま読むことが困難である人のために希望資料の代読を対面で実施（対面読書）
	一部の図書館でリーディングトラッカー（文字列を追うことが困難な人のための読文補助器具）の窓口設置（弱視者向け）
	博物館の特別展において、展示物に係るキャプションをできるだけ観覧者視点に近づける（文字を大きくする・距離を近づける）等の展示の工夫を実施（弱視者向け）
聴覚障害	展示品解説用の文章（音声ガイド装置の原稿）や文字情報でも説明する音声ガイド機器の備え付け
	【追加】市長定例会見において手話通訳者を配置 合わせて、市公式ウェブサイトの後日会見録を掲載
肢体不自由	図書館に来館できない場合に郵送貸出し（郵送料図書館負担）を実施
	【追加】採用選考の際、受験者からの申し出により、論文試験において PC による受験に対応
知的障害	一部の図書館で LL ブック（文章を読んだり理解したりすることが苦手な人のためのやさしく読める本）の貸出し

【備考】

（１）取り組み事例について

- ・似た事例については共通している内容で集約・統一
- ・文言は同じ表現で統一

（２）対象について

- ・範囲の広い障害を対応しているものは「全般」と記載
- ・ルビ（振り仮名）振りやFAX 番号の表記は広く捉える「全般」に統一

名古屋市障害者差別解消調整委員会におけるあっせん事案について

助言又はあっせんの申立てがあった事案について、調整委員会があっせんを実施したもの

1 名古屋市障害者差別解消調整委員会（以下、「調整委員会」とする。）について

事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決が図られなかった事案について、障害のある人などから「助言又はあっせんの申立て」があった場合に、解決に向けたあっせん案の提示などを行う。

※ 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例に基づき設置

【役割】

- （１）助言又はあっせんの実施（必要な調査を含む）
- （２）あっせんによっても解決しない場合における市長に対する勧告の求め

【委員】

定数：６人（任期：２年）

※ 構成：大学教授２名・弁護士１名・障害当事者１名・事業者１名・障害福祉事業者１名

2 事案の概要

申立人
・市内在住 ・下肢に障害があり、杖を使用
相手方事業者
・市内にあるスーパー銭湯
相談の概要
・相談者と家族でスーパー銭湯に行った。 ・受付で、杖の使用は脱衣所までは可能だが、浴室内では不可と言われた。 ・以前は、浴室内でも杖の使用ができた。
事業者の主張
・外から持ち込まれた杖は衛生面に問題がある。 ・杖の使用に伴う事故（使用者本人が怪我をすること、他者に怪我をさせること）の危険性がある。 ・上記２つの理由により申立人の浴室への入場を断った。

3 あっせんの実施

調整委員会において、事案に関する調査や申立人及び事業者に対する意見聴取を行うとともに、事案の検討を行い、申立人及び事業者の双方に対して、中立・公平な立場から解決案（あっせん案）の提示を行った。（4参照）

その後、申立人及び事業者の双方から、あっせん案を受諾する旨の回答があり、調整委員会の対応が終了した。

4 調整委員会が提示したあっせん案

（1）あっせん内容

事業者に対して	○ 申立人が本人の杖を使用して、銭湯（脱衣所・浴室を含む）を利用することを認めてください。それが認められない場合は、事業者の責任のもとで、4点杖かシャワーキャリーの貸し出しを行うなどの方法で、銭湯を利用することを認めてください。 ○ 館内での杖・シャワーキャリーの使用に関する以下の事項を申立人に丁寧に説明してください。 ・ 杖の衛生上の措置を行うこと（本人の杖を使用する場合） （例：館内入り口で杖の消毒を行うこと など） ・ 館内（脱衣所・浴室を含む）での杖等の使用・管理に関する注意事項 （例：浴室は滑りやすいので、使用には十分に気をつけること 杖等の管理は使用者が責任を持って行うこと など） ・ 浴槽（湯船）内へ杖等を持ち込まないこと
申立人に対して	○ 事業者からの説明事項を守っていただき、杖等を適正に使用してください。

【4点杖】



【シャワーキャリー】



(2) 理由

障害者差別解消法は、障害のある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止しており、「正当な理由」がない限り、不利益な取扱いを行うことを禁止している。

事業者が、杖の衛生面の問題と、杖使用に伴う事故の危険性を理由に、申立人の浴室への入場を断ることは、以下により、その取り扱いに「正当な理由」があるとは言えず、また、入場を断る以外の方法により、事業者の懸念している課題を解決できると考えられるため、当事者の合意による建設的な調整方法として、(1)のあっせん内容を提示することとした。

杖の使用に伴う衛生面の問題について

館内での杖の使用が公衆衛生に影響を与えないよう、館内入り口で杖の消毒を行うなどの衛生上の措置をとり、浴槽（湯船）内には杖を持ち込まないことを申立人に求め、これを申立人が守ることにより、解決できる。

杖の使用に伴う事故の危険性について

ア 転倒のリスクについて

浴室内は、誰にとっても滑りやすい環境であり、杖を使用しているかどうかに関わらず、事故が起こる可能性がある。転倒のリスクのある利用者の入場制限の判断は、杖を使用しているかどうかに関わらず、個別に行われるべきであり、杖の使用のみを理由に浴室への入場を断る取り扱いに合理的な理由はない。

イ 申立人の当該銭湯の浴室への入場について

申立人は、以前は当該銭湯において杖を使用して入浴していたと話しており、申立時における申立人の杖を使用した歩行状況も、他の人と比べて著しく危険であるとまでは言えない。また、当該銭湯は浴室内も一定のバリアフリー化がされており、床も滑りにくい処置がされていることから、十分な注意喚起がなされれば、申立人の杖を使用した浴室への入場が著しく危険であるとまでは言えない。

ウ 法的責任について

万が一、浴室内で杖使用者が転倒する事故が起こったとしても、事業者が適切な施設管理を行った上で、杖使用者へ浴室内は滑りやすい旨の注意喚起を行っていれば、杖の持ち込みを認めたこと自体を理由として、事業者の安全配慮義務違反が認められることはないと思われる。

また、杖使用者が他の銭湯利用者を杖で怪我をさせたとしても、事業者が明白な危険性を認識していたにも関わらず、対応しなかったなどの場合でなければ、杖の持ち込みを認めたこと自体を理由として、事業者の安全配慮義務違反が認められることはないと思われる。

エ 杖使用時における注意喚起について

申立人に対して、浴室における杖の管理・使用に関する注意事項を説明することにより、申立人の注意を促し、杖使用に伴う事故を一定程度予防できると考えられる。

本人の杖使用以外の方法について

ア 4点杖やシャワーキャリーの貸し出しについて

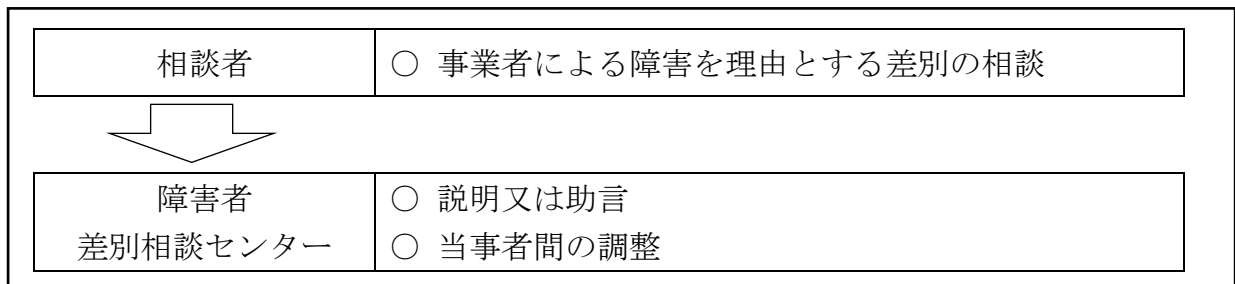
他の銭湯において、銭湯利用者に貸し出しをしている事例があり、申立人も、本人の杖の使用がどうしても難しいのであれば、4点杖やシャワーキャリーの貸し出しでもよいと話しているため、この方法を解決案の1つとして示すことも可能と考えられる。

イ 介助者の付き添いについて

杖を使用すれば介助なしで入浴が可能な方が、一人での入浴を希望されている場合に、事業者が介助者の付き添いを銭湯利用の条件とし、介助者がいないことを理由に、銭湯利用を拒むことは、障害のある人の自立を阻む考えであるとともに、当該銭湯の利用に当たって合理的でない条件をつけていることになり、不当な差別的取り扱いとなる可能性がある。もちろん、事業者が障害のある人の安全面に配慮することは必要だが、それは自分でやれることは自分でやるという障害のある人の自立心を阻むものであってはいけない。

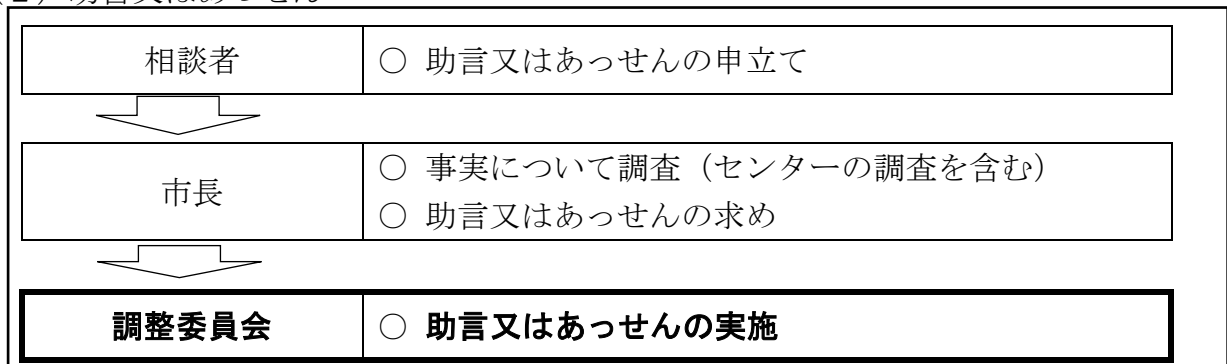
(参考) 相談及び紛争解決の流れ

(1) 相談



解決しない場合

(2) 助言又はあっせん



解決しない場合

(3) 勧告等

